

ベンチャー・中小企業の
販路拡大を支援！



つくば市 トライアル発注認定制度 認定事業者募集

「つくば市トライアル発注認定制度」は、市内のベンチャー・中小企業者が開発した新規性の高い優れた商品・サービスの普及を支援するため、市が定める基準を満たす新商品等とそれを開発・生産する市内中小企業者を認定するものです。認定された新商品等は、市がホームページ等で積極的にPRします。

優れた新商品等をお持ちの事業者の方の申請をお待ちしています。

募集締切
平成28年6月30日（木）

認定対象商品や認定基準などの詳細は、本チラシの裏面やつくば市ホームページをご覧ください。

お問合せ
つくば市経済部産業振興課

TEL 029-883-1111 メール eco054@info.tsukuba.ibaraki.jp

つくば市トライアル発注認定制度の概要

認定を受けると

- 1 認定商品等をつくば市のホームページ等でPRします
- 2 市の機関は、認定商品等を、その認定期間中競争入札によらない**随意契約で購入**することができます
※認定期間は、認定を通知した日から平成31年3月31日までです。(認定から2年を経過する日の属する年度の末日)
- 3 認定商品等の一部を市の機関が**試験的に購入**し評価します
※認定商品等の品質等をつくば市が保証するものではありません。また、その購入を約束するものではありません。

平成27年度の実績

12事業者の新商品等を認定し、カタログや展示会
出展等によるPRを実施

【認定事業者】

- ・ペンギンシステム(株) ・おもいで写真
- ・(株)Doog ・ロゴスウェア(株) ・(株)シロク
- ・(株)ネクステッジテクノロジー ・(株)アールデック
- ・(株)インテグラル ・つくばテクノロジー(株)
- ・(有)モーハウス ・(株)エデュケーションデザインラボ
- ・(株)エフ・ディー・シー



〈認定製品カタログ〉



〈展示会でのPR〉

認定対象者

以下の要件を全て満たす事業者が対象となります。

- 1 市内に**本店**又は**主たる事業所**を有すること
- 2 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する**中小企業者**であること
- 3 市税の滞納がないこと

認定対象商品及び役務

以下の要件を全て満たす商品または役務が対象となります。

- 1 市内で**開発**され、**製造又は販売**(役務においては主たる部分を提供)されていること
- 2 申請時において、販売開始から**5年以内**であること
- 3 既存の商品又は役務とは別個の範疇に属するものであるか又は同一の範疇に属するものであっても既存の商品又は役務とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること
- 4 事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること
- 5 市場性が見込まれるものであること
- 6 市の機関において用途が見込まれるものであること
- 7 生産及び販売の方法や資金調達の方法などが確実に実行可能であること
※商品においては食品衛生法で規定する食品、医薬品医療機器等法で規定する医薬品・医薬部外品・化粧品、農薬取締法で規定する農薬、役務においては建設工事等における工法及び技術は対象となりません。

申請方法

申請書及び添付書類を作成の上、下記提出先まで直接持参または郵送してください。

申請書の様式は、つくば市ホームページからダウンロードできます。

申請期限：平成28年6月30日(木) (郵送の場合は当日必着)

提出先・お問い合わせ先

〒305-8555

茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1 つくば市 経済部 産業振興課 産業創出支援係

TEL: 029-883-1111(内線4583) メール: eco054@info.tsukuba.ibaraki.jp

ホームページ: <http://www.city.tsukuba.ibaraki.jp/index.html>

つくば市 トライアル発注 で検索